

子ども・子育て会議	
資料 No. 1	H26, 02, 03

子ども・子育て会議の公開について

1 会議の公開について

- (1) 木津川市子ども・子育て会議は、原則として公開とする。
- (2) ただし、出席委員の過半数以上の賛同があるときは、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。
- (3) 非公開としたときは、市民が理解できるよう、その根拠・理由を明らかにしなければならない。

2 会議開催の事前公表

- (1) 会議の開催予定日の7日前までに、開催日時、場所、議題等を公表するものとする。
- (2) 公表内容は、事務局（子育て支援課）で閲覧するとともに、市のホームページを活用することにより行う。

3 傍聴

- (1) 傍聴人の定員は、会場の規模に応じて会長が調整する。
- (2) 傍聴の受付は、当日の先着順とし、定員を超える場合は、くじ引きにより決定する。

4 会議録の確定

- (1) 会議録は、事務局が作成した会議録案を会長及び会長が指名した出席委員1名が確認し、承認することにより確定するものとする。
- (2) 承認は、会長及び出席委員の署名により行うものとする。

5 会議録の閲覧

- (1) 会議録を事務局に備え置き、市のホームページに掲載する。

(2) 会議録には、開催日時、場所、議題、出席者、傍聴人数、会議資料を記載する。